

(仮称)ラ・ムー稲沢店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

高校グラウンドの跡地に食品スーパーを新設する。(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	令和6年2月5日		
店舗	店舗名称	(仮称)ラ・ムー稲沢店	
	店舗所在地	稲沢市奥田天目寺町1-1 ほか	
設置者	名称	大黒天物産株式会社	
	代表者	代表取締役 大賀 昭司	
	住所	岡山県倉敷市西中新田297番地1	
	その他	なし	
小売業者	名称	大黒天物産株式会社	
	代表者	代表取締役 大賀 昭司	
	住所	岡山県倉敷市西中新田297番地1	
	その他	なし	
店舗面積	1,845 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	93 台 (指針台数: 65 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	60 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	91 m ²
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	13 m ³
施設の運営	営業時間	開店	24時間
		閉店	24時間
	駐車場利用時間帯	24時間(一部午前6時から午後10時まで)	
	駐車場出入口	数	2箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで		
新設する日	令和6年10月6日		

3 参考事項

敷地面積	8,818 m ²		
建築面積	2,553 m ²		
延床面積	2,553 m ²		
業態	食料品専門店		
用途地域	第2種住居地域	—	—
備考			

(仮称)ラ・ムー稲沢店

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	騒音発生源を近隣住宅から離す
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者と小売業者が同一のため不要
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	状況に応じて交通整理員を配置する
(8) 開店時の臨時措置	状況に応じて交通整理員を配置する

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率C	平均乗車人 員D	ピーク1hの 来台車数F $S/1000 \times A \times B \times C/D$	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F × G
113,592人	1,845 ㎡	1,045	14.40%	—	70%	2.00 人	97 台	0.669	65 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
173 台	80 台	0 台	0 台	0 台	93 台	○

b 指針によらない「特別な事情」による算出 該当なし。

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

該当なし

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車台数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	97 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

来客	種別	1		93 台		歩行者動線	分離	騒音配慮	夜間利用規制	排ガス配慮	アイトリングストップ		
		出入口数	道路種別	道路幅員	歩道						交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数
駐車場	東	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	西	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	南	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	北	2箇所	市町村道	12m	あり	6m	0m	97台	双方向	右左折混合	あり	○	

交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交差点需要率等の検討)

(仮称)ラ・ムー稲沢店

(ア) 交差点需要率の検討

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
A 交差点	需要率	0.393	0.405	○	0.478	0.503	○
	将来交通量/可能交通容量	0.432	0.537	○	0.558	0.574	○
	ピーク時間帯	11時台			8時台		
B 交差点	需要率	0.278	0.288	○	0.381	0.392	○
	将来交通量/可能交通容量	0.421	0.436	○	0.457	0.469	○
	ピーク時間帯	10時台			8時台		

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
無信号T字交差点 右折来店	評価	—	非常に小	○	—	非常に小	○
	ピーク時間帯	11時台			8時台		

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
出入口 右折入庫	評価	—	遅れなし	○	—	遅れなし	○
	ピーク時間帯	11時台			8時台		
出入口 右左折出庫	評価	—	非常に小	○	—	非常に小	○
	ピーク時間帯	11時台			8時台		

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	駐輪場内に2台設置(共用)。		

位置評価	台数評価
—	—

キ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	91㎡	なし	15分	2台	3台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6:00~7:00 9:00~11:00	3台	8:00~9:00	6:00~7:00	あり	なし	○

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	回避	非回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
あり	あり	非配備

※非配備の場合等の対応

状況に応じて整理員配置を検討

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(仮称)ラ・ムー稲沢店

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施予定	実施予定

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	協力依頼等があれば検討する

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他	評価
配慮あり	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内および敷地周囲に照明を配置する。 ・店内に防犯カメラを設置する。 ・従業員により見回りをを行う。 	○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	なし	なし	来客車両	3.4m	なし	-
西方向	なし	なし	荷さばき作業	3.4m	なし	-
南方向	なし	なし	室外機、来客車両	3.4m	なし	駐車場夜間利用規制
北方向	1 m	なし	来客車両	3.4m	なし	-

遮音壁の影響 遮音壁設置は室外機回りとし住宅からは離隔する

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	十分な作業スペースの確保
荷捌作業運営面での配慮	アイドリングストップの励行、作業員の騒音抑制意識の徹底
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	低騒音機器の導入、既存住宅に影響が少ない場所に設置
給排気口等からの騒音配慮	低騒音機器の導入、フードの設置
駐車場からの騒音配慮	段差の解消、不必要なアイドリングストップ、クラクションの禁止、徐行運転の呼びかけ
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝・深夜の作業回避、非圧縮作業時はアイドリングストップを励行、作業員の騒音抑制意識の徹底
経年劣化等の事後対策	定期点検の実施

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	なし
運営面の騒音配慮	なし

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	17	冷却塔		給排気口	25	変電施設	1	浄化槽		ポンプ			
				冷凍機室外機	13										
変動騒音		自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM		アナウンス					
		ゴミ収集作業	○	アイドリング											
衝撃騒音		荷降し音	○												
建物の構造(高さ)		鉄骨造1階建(9.5m)													

(仮称)ラ・ムー稲沢店

(ア)等価騒音レベル予測

		西(A)	南(B)	南(C)	東(D)
用途地域		第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域	準工業地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	60 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	49.9 dB	48.4 dB	46.5 dB	43.8 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	36.7 dB	38.0 dB	40.5 dB	37.9 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		北(E)		
用途地域		準工業地域		
昼間基準値		60 dB		
夜間基準値		50 dB		
設置者	昼間等価騒音レベル	43.9 dB		
	評価	○		
設置者	夜間等価騒音レベル	38.5 dB		
	評価	○		
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当		
	夜間等価騒音レベル検証	妥当		

※基準値を超えた場合の対応等

全ての地点において予測値は環境基準値を下回っているが、苦情が発生した場合は真摯に対応をする。

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工業地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					—
		西(a)	南(b)	南(c)	東(d)
用途地域		第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	39dB	38.1dB	35.3dB	33.9dB
	評価	○	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	42.6dB	35.8dB	53.7dB	51.8dB
	評価	△	○	△	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	—	妥当	—	—

		北(e)		
用途地域		第2種住居地域		
基準値を5dB減ずる要因		なし		
基準値		40dB		
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	38.5dB		
	評価	○		
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	65.5dB		
	評価	△		
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当		
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	—		

		西(A)	東(D)	北(E)	
用途地域		第2種住居地域	準工業地域	準工業地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	
基準値		40dB	50dB	50dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	—	—	—	
	評価	—	—	—	
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	41.8dB	48.1dB	49.5dB	
	評価	△	○	○	
県	定常騒音の騒音レベル検証	—	—	—	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	—	妥当	妥当	

(仮称)ラ・ムー稲沢店

※基準値を超えた場合の対応等

定常騒音(合成値)の予測結果は、規制基準を満足する結果となった。来客自動車走行音については、a、c、d、eで規制基準を超過する結果となる。
 自動車走行音が規制値を超過する地点について、等価騒音予測地点で再予測した結果でも、地点A、C(c同一点)で規制値を超える結果となる。
 ここで、a、c側で夜間の現況騒音(L5)を測定した結果、a側では45.6~51.3dBと現況騒音が自動車走行音予測値を上回る結果となった。c側では45.5~50.4dBと現況騒音が自動車走行音予測値を下回る結果となった。以上を踏まえ、経路7,8,11,12,14,15のエリアについては、夜間の走行規制を行い影響低減に努めることとする。(駐車場利用制限をした場合の地点cの夜間最大騒音は41.3dBとなり、現況騒音を下回る。)
 なお、開店後、周辺住民から苦情等があった場合は真摯に対応することとする。

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	専用の保管庫(冷所)にビニール袋に詰めて保管
衛生問題関係配慮	収集を毎日実施。保管庫内の清掃

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	13.0 m ³	1日	0.384 t	0.10 t/m ³	3.838 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.013 t	0.10 t/m ³	0.129 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.011 t	0.10 t/m ³	0.111 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.037 t	0.01 t/m ³	3.690 m ³	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.312 t	0.55 t/m ³	0.567 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用		1日	0.100 t	0.38 t/m ³	0.262 m ³	変更なし	○
合計	13.0 m ³	-	-	-	8.597 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b その他の廃棄物等 なし

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

なし

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

なし

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	なし
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

- ・マイバック利用を呼びかけレジ袋の削減に努める。
- ・分別を徹底し再資源化および減量化に努める。
- ・廃棄物の減量化及び再資源化について従業員の啓蒙活動を徹底させ、社内の研修体制や指導體制の確立を図る中でゴミ発生抑制やリサイクルの推進に取り組む。

(仮称)ラ・ムー稲沢店

(エ) 廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	種類ごとに専用カゴ等により分別
	搬出作業の利便性の確保	収集時間を事前に確認し、収集作業の効率化に努める
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は実施しない
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	廃棄物性状等について調整を行い業者選定する
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	グリストラップの設置
併設施設からの悪臭防止対策	なし

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	屋外広告物関係法令を遵守し、周辺景観との調和に配慮する
	環境美化活動	○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行う。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があれば検討する	
照明等の配慮	夜間の屋外照明は近隣の住居に直接あたらないように配慮する	
敷地内の緑地計画	敷地周囲に536㎡(敷地面積の6%)の緑地を配置	

評価
○

(仮称)ラ・ムー稲沢店

市町村の意見概要		対応
①	<p>来店車両による周辺道路の通行への影響を低減するよう努めてください。特に、店舗北側道路の渋滞緩和、歩行者等の安全確保を図るため、誘導員を配置してください。</p>	<p>北側道路の混雑につきましては、特に平日の朝7時台において店舗敷地を超える滞留が発生しています。その他の時間帯や休日におきましては、平日早朝のような滞留はなく、滞留が発生したとしてもすぐに解消される状況です(現地交通調査により確認)。また、平日早朝の来客数は既存店の状況を踏まえると、非常に少なく、来客車両による混雑への影響は限定的と考えます。これら現状も踏まえ、開店時や繁忙時には誘導員を配置し渋滞緩和および歩行者等の安全確保に努めます。</p>
↪ (再意見)	<p>開店時から少なくとも1カ月間は誘導員を配置してください。その後の配置については、地元行政区、稲沢市と協議してください。また、歩行者の安全確保、渋滞発生抑制のために必要な場合は、繁忙時以外の時期においても誘導員を配置してください。</p>	<p>周辺道路の交通状況調査を踏まえると、平日の朝の通勤時間帯で交通滞留が顕在化していますが、当該時間帯での来客は既存店の状況を見ても少なく、その他の時間帯や来客が多い休日には、滞留発生頻度は低い状況です。よって、交通誘導員の配置につきましては、あくまでも状況に応じた対応が基本と考えます。 また、地元および稲沢市とは、今後とも誘導員配置を含め、必要に応じて協議させていただきます。</p>
②	<p>24時間営業が及ぼす生活環境への影響に関し周辺住民から懸念が示されているため、開店以降においても周辺住民からの意見・要望があった場合は、誠意を持って対応してください。</p>	<p>開店以降においても周辺環境に配慮した店舗運営に努めるとともに、周辺住民からの意見要望については、可能な限り対応してまいります。</p>

○住民等の意見の概要の件数

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 | |
| ア 駐車場の位置及び収容台数 | 3 件 |
| イ 駐輪場の位置及び収容台数 | 1 件 |
| ウ 駐車場の出入口の問題 | 11 件 |
| エ その他周辺道路の渋滞問題 | 19 件 |
| (2) 騒音の発生に係る事項 | |
| ア 騒音問題への一般的対策 | 3 件 |
| イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 | 6 件 |
| ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 | 0 件 |
| (3) 廃棄物に係る事項等 | |
| ア 廃棄物の保管施設の問題 | 3 件 |
| イ その他廃棄物の管理等に関する問題 | 0 件 |
| (4) その他の事項 | |
| | 11 件 |

住民等の意見の概要	対応
別紙のとおり	別紙のとおり

県の意見
意見なし

県の意見に至る考え方
<p>本案件については、住民意見により、交通や騒音を始めとした懸念事項が示されているものの、指針配慮事項は満たしており、“誘導員や警備員の配置”や“各種看板の設置”、“駐車場の利用制限”など、現時点において設置者が取りうる対応・対策としては概ね講じられているものと思われる。</p> <p>法第8条に基づき県意見を述べることは設置者が届出を行った時点で何らかの対応をとることが可能な事項に限られ、開店後の対応に関しては対象外となっているため、現時点における設置者の対応としては概ね妥当であると考えられることから、県意見案としては「意見なし」とすることが適当であると考えます。</p> <p>しかしながら、多くの住民から、住環境の変化について懸念を示す意見が提出されていることを踏まえると、設置者には、開店後も引き続き住民との対話の機会を設け、必要に応じて市役所や警察と調整を図るなど、周辺住民の不安解消に向け、最大限の尽力が求められるものと考えられるため、開店後の設置者の指針配慮事項への対応について、今後の状況によっては、法第14条に基づく報告の徴収として設置者に報告を求めていくこととする。</p>

住民等の意見の概要	対応
I 交通に関する意見	
1 駐車場の位置及び収容台数に関する意見	
駐車場の位置及び収容台数に関する意見	店舗面積1,845㎡に対して法指針の必要台数は「65台」ですが、計画では来客用として「93台」を確保し、さらに従業員用「33台」分、将来、都市計画道路整備で潰れる（整備計画未定）と考えられる「47台」分、合計173台の駐車場台数としています。また、県内既存店（豊橋店、小牧店、木場店）では、駐車台数は130台～140台で運営していますが、駐車場満車による混雑は発生しておりません。これらの状況から、駐車場台数には問題ないものと考えます。
駐車場収容台数が少なく、路上駐車が増加する。	
2 駐輪場の位置及び収容台数に関する意見	
特に夜間、近隣住居への影響が無いよう店舗駐輪場レイアウトの見直しが必要。	駐輪場は、最も利用性が高いと考えられる店舗風除室付近に、法指針に示されている参考台数分（35㎡あたり1台）以上を確保していますが、既存店や計画店舗周辺の類似店舗の利用状況を踏まえると風除室直近の駐輪スペースのみの利用と考えられます。ただし、住宅側への蟻集などが見られた場合は、見回りや注意喚起を行います。
3 駐車場の出入口に関する意見	
踏切による渋滞で、敷地西側道路から敷地北側道路へ右折ができない。ラ・ムーの駐車場西側出入口ができるとさらに影響が大きくなる。対策してもらいたい。	西側出入口付近におきましても、市道交差点が近接していることから、まずは誘導員により対応します。その後、誘導員を配置しない場合も確認した上で、必要であれば入出庫方向を制限するなど対応策を検討いたします。
市道3133号線は緑ニュータウンなどの住民の出勤時とても混雑するため、西側の出口を作るのは反対である。出入口は中央1箇所が良いのではないか。	出入口1か所のみでは、すべての入出庫車両が集中し、混雑が助長され、周辺の生活道路への車両進入が多くなることも想定されます。また、混雑している時にも、西側からの来店車両が入店しやすく、出庫しやすい西側出入口を設けることで、混雑緩和につながるものと考えます。
西側出入口と西側市道交差点との距離が近く、右折が不便。西側市道は狭く危険。当該交差点に感应式信号を設置するか、北側道路を拡幅するか等の検討をすべきである。	
交通誘導について、交通整理員を配置するとしても、車道に出て整理はできないのだから問題解決とならない。店舗駐車場出入口の場所を再検討すべきである。	北側市道で混雑が発生するのは、朝夕の通勤時間帯ですが、当該時間帯は既存店事例を踏まえると、来店ピークではなく、また、滞留はピーク時間帯に常に発生しているものではなく、滞留と緩和を繰り返しており、来店も分散するため、影響は限定的と考えますが、混雑時間帯に来客が集中するような状況が顕在化すれば、引き続き誘導員配置により対応いたします。

4 周辺道路の渋滞に関する意見	
渋滞がひどくなり道路北側の幸町住民や日立IEシステムの車は右折れも左折れもできなくなる。南側のマンション住民の車は右折れができなくなる。(割り込みが困難になるため)	北側道路の混雑につきましては、特に平日の朝7時台において店舗敷地を超える滞留が発生しています。その他の時間帯や休日におきましては、平日早朝のような滞留はなく、滞留が発生したとしてもすぐに解消される状況です(現地交通調査により確認)。また、平日早朝の来客数は既存店の状況を踏まえると、非常に少なく、来客車両による混雑への影響は限定的と考えます。日立IE側の横断歩道につきましては、店舗敷地よりも踏切に近く、開店後においても現状の混雑と大きく変わらない状況と判断します。 また、この滞留はピーク時間帯1時間連続して発生しているものではなく、緩和と滞留を繰り返しているものです。また、来客についても、この滞留時間帯に集中するものではなく、分散して来退店するものと考えられます。 よって、右折利用が著しく損なわれるとは考えられませんが、開店時から1週間程度を目安に誘導員を配置する中で、道路交通の状況を見たうえで、混雑時間帯に来客が集中するような状況が顕在化すれば、誘導員配置により円滑な交通処理に努めてまいります。
店舗前の道路の先は踏切があり、既に時間帯により大渋滞が発生している。更なる渋滞が発生して近隣住民の生活に支障が生じる可能性がある。	
24時間営業により朝夕の通勤ラッシュによる渋滞がひどくなる。	朝夕の通勤時間帯に来店ピークになることは少ないものと考えますが、混雑時間帯に来客が集中するような状況が顕在化すれば、誘導員配置により対応いたします。
北側の道路は混雑が酷い時間帯があり、それにより生活道路にショートカットされると困る。来客者車両が生活道路に入らないようにするためには、来客者への注意喚起だけでなく、工事に着手する前段階から交通整理員の配置などの対策を講じてほしい。踏切も近く、来客者への注意喚起で解決できる渋滞状況ではない。	交通誘導員の配置は、工事時には工事車両の誘導と道路交通の円滑な誘導を目的として工事車両乗入口付近に工事時間帯に配置します。また、開店後は1週間程度を目安に誘導員を配置した上で、交通安全上支障があると判断される場合は、誘導員配置を継続させていただきます。なお、北側道路の混雑状況につきましては、現地で確認したところ、特に平日朝夕のピーク時間帯での混雑が顕著ですが、滞留状態が1時間連続するものではなく、緩和と滞留を繰り返している状況です。また、来客は当該ピーク時間帯に集中するものではなく、既存店の実績を踏まえると来客は分散するものと考えられ、影響は限定的と考えますが、開店時の周辺道路への誘導員配置や臨時看板の設置などの注意喚起とともに、常設の注意喚起につきましては、稲沢市でも検討していただける旨確認しており、これら対応を行った上で、状況を確認させていただきます。
店舗前道路は慢性的に渋滞しているが、その状態から店舗開店で渋滞がさらにどうなるか解析すべきで再解析を要す。	店舗出入口付近での交通処理につきましては、解析の結果、著しい影響はないという結果となります。北側道路の混雑につきましては、朝夕の通勤時間帯での近傍踏切での遮断時間によるものですが、ピーク時間帯に連続して滞留が発生するものではなく、混雑と緩和を繰り返しています。また、来客が当該混雑時間帯のみに集中するとは考えにくく、県内既存店舗でも来客車両による混雑は発生してはいますが、まずは開店時での誘導員配置による対応、その後の状況を見たとうえで、必要であれば誘導員配置を継続し、円滑な交通誘導に努めてまいります。
交通量を調べるなら建設予定地周辺でお願いします。	朝夕のピーク時間帯において、北側道路の市道T字交差点付近での方向別台数は確認していますが、個別説明会で店舗敷地東側のT字交差点の調査もご要望いただきましたので、今後、調査を行う予定です。 →7月4日・14日調査実施

交通渋滞の調査を朝夕のラッシュ時ですべき。	2箇所の交差点において朝夕のピーク時間帯で交通渋滞の状況確認を行っています。特に東進交通においては、西側の信号交差点付近まで滞留が発生することを確認しています。
交通量調査をしたとのことだが許可をもらうための結果になる時間帯での計測なのではないか。地元住民のことを考えているとは思えない。	交通調査は営業時間の24時間で実施しており、交通量が最も多くなる時間帯で解析を行っています。
5 歩行者の交通安全に関する意見	
店舗北側道路の直近2つの横断歩道(信号機なし)は通勤者や幼稚園児の横断があり危険がいつそう増す。	東側の横断歩道は主に近隣事業者の従業員の利用のためのものと思われます(朝夕に現状を確認)。西側の横断歩道につきましては、信号処理ではありませんが、運転者に対し注意を促す機器が設置されており、一定程度の安全対策が施されているものと判断します。なお、幼稚園児の横断については確認できませんでした(「しんわ幼稚園」送迎バス有)
押しボタン式信号又は簡易式歩行者横断点滅器等の設置が必須である。関係機関へと連携した対応をお願いしたい。	
東緑町の子供の多くは幸町のみゆき公園に行くために中和医療専門学校前の横断歩道を使用するが、スーパーを出入りする車で、より交通事故が増える懸念がある。	
建設予定地区子ども会からの交通安全関係の要望多数あり。周辺の標識等の整備を徹底的に実施することと、継続的な意見交換の場を設けられたい。	子供会からのご指摘に関しましては、別途、説明会報告として自治会様に回答させていただいており、可能な範囲で対応はさせていただきます。また、必要に応じて意見交換の場の設けるよう配慮させていただきます。
周辺道路は通学路のため、平日朝の通学通勤時間帯は営業を望まない。	出入口には歩行者注意や生活道路への進入抑制を注意するサインを設けます。
6 生活道路への進入防止に関する意見	
店舗両側の南北道路は車のすれ違いができないほど狭いので車の抜け道となったら通行が麻痺し、住民が危険にさらされることになる。北側の幸町も同様なことがおきる。	店舗両側の市道において、著しい滞留が発生する平日早朝においては、来客が少なく、当該時間帯での周辺の生活道路への通り抜け自体も少ないものと考えられ、また、その他の時間帯においては、北側道路の混雑もないことから、混雑を回避した抜け道利用も限定的と考えます。しかしながら、懸念される状況を踏まえ、敷地内に「生活道路への抜け道利用はご遠慮ください」等の注意喚起サインを設置します。開店時には周辺道路にも誘導員と臨時の注意喚起看板を設置し、通り抜けしにくい環境づくりに努めます。また、開店前と開店後の交通量を確認し、地元と話し合ったうえで、必要な対策を検討します。さらに、周辺の生活道路に常設の注意喚起サインの設置などの民間事業者による対応が難しい対策については、稲沢市にて検討していただける旨確認しております。
西側から入店の際、踏切もあり、大変な渋滞が予想され生活道路を迂回し、事故の増加が考えられる。	
周辺の生活道路が抜け道として使用されないよう関係機関へ働きかけを願う。	
近くに小学校や幼稚園もあり、渋滞により交通事故に巻き込まれる危険がある。車の渋滞を避けるため団地の道を通り抜ける車が増え危険である。	
渋滞緩和、迂回防止の為、専用の誘導員の常駐が必要と考える。また、合わせて周辺住宅への抜け道使用を防止する誘導員が必要と考える。	
7 その他交通に関する意見	
警備員を配置したとしても、無視して生活道路を抜け道として利用することも想定される。東西道路の踏切の解消や拡幅が必要。	踏切解消や道路拡幅につきましては、まちづくり行政の中で対応するものと考えますが、道路整備に向けた対応は、事業者としても地元と協力してまいりたい。

II 騒音やにおい等に関する意見	
1 荷さばきによる騒音に関する意見	
敷地西側の道路は大型車が通ると揺れるため搬入車両の通行を禁止してほしい。	敷地西側からの搬入車両利用はありません。また、搬入業者にも周知徹底いたします。
搬入の時間帯は、隣接する子育て世帯のために20時または21時までにしてほしい。	既存店の状況を踏まえると、ご指摘の時間帯に搬入はほぼ終えているものと考えられます。ただし、周辺の交通状況により21時を過ぎる可能性もあるため、22時までの時間帯とさせていただきます。
南側住宅に対する防音壁設置、納品時の場所の配慮及び運用ルール化してほしい。	荷さばき施設につきましては、計画位置のとおりとしますが、近隣住民の方との話し合いの結果、住宅側に2.5mの遮音フェンスを設置することとしました。また、開店後においても搬入時間（6時～22時）を遵守し、周辺影響に配慮した運用に努めてまいります。
2 設備機器をはじめとする騒音に関する意見	
音は上に響くためフェンス高2mでは遮音効果は無いと考える。2階を寝室にしている隣接住民も多いと思われる。もっと高いフェンスにし、風通しのことも考慮して下部を風通しの良いものに、上部を遮音性の高いものにしてはどうか。住民の方が先に住んでいるため配慮してほしい。	南側住宅の方々ともお話しさせていただき、2.5mの遮音フェンスを設置することとしています。なお、風通しを考慮しフェンスの一部を開口することは、騒音効果が低下するため採用は見送らせていただきます。
店舗と南側住宅との距離を現状の1.5mより更に確保して騒音に配慮してほしい。	南側住宅との離隔につきましては、建築基準法、消防法等の関係法令に適合しており、また、建物を北側にずらすことで駐車スペースが少なくなり、台数不足による周辺道路への影響が顕在化することも想定されます。さらに、設備機器類の騒音や振動影響につきましては、設備機器を住宅から店舗正面側に可能な限り離隔し、その周囲は壁で囲むようにして、環境影響に配慮しています。

3 光害・においに関すること	
調理臭対策について、ダクトを住宅から離れた北側に配置し排気することのだが、上にダクトを伸ばした方が良いのではないか。	調理臭については、脱臭フィルターを設置し、さらに住宅から離して（店舗正面側）排気口を設ける計画です。ご指摘のダクトを上へ伸ばす対策は、堅牢な煙突などで用いられる拡散効果による影響低減ですが、排気ダクト自体が小規模であり、高くすることで、風などにより倒壊の危険性があり、周辺住宅建屋に損害を及ぼす可能性も考えられるため控えさせていただきます。
南側住居に対し健康を害することのないよう配慮のある全体レイアウト、排気設備、光害、騒音、喫煙場所、プライバシー確保等されたい。	建物が住宅に近接していますが、周辺への光害については、夜間に利用制限する駐車場の一部は消灯し、開店後の照明設備の調整も可能です。調理臭につきましては脱臭フィルターを設置し、吹き出し口は住宅から離れた位置とします。喫煙場所や灰皿は設置しません。また、プライバシーに関して、屋上への従業員立ち入りは、設備機器点検のために一か月に1回程度行いますが、作業は防音フェンスの中で行うためプライバシーを損なうことはないと考えます。
建設予定地域で住むものとしてこれ以上騒々しくなるのはお断りである。（風紀、騒音、光、空気、交通渋滞など）	24時間稼働する設備機器は隣接住宅から離し、さらに外壁で囲います。また南側住宅境界には高さ2.5mの遮音フェンスを設置し、駐車場が隣接する区画は夜間利用制限をするなど、周辺の騒音影響に配慮してまいります。
4 工事に関すること	
工事期間中の騒音振動等抑制と理解のため、工事期間中の防音シート、工事日、工事時間等を住民の合意を得たうえで進めること。	騒音や振動に配慮した工事に努めます。作業曜日や工事時間などの詳細につきましては、工事業者が決まりしだい住民の方にお伝えいたします。
敷地西側の道路は簡易舗装のため、大型車が通ると家が揺れる。工事の車が通らないようお願いする。	工事時には、敷地境界部の工事に際し一定期間車両利用の可能性はありますが、西側市道を大型車両が常時通行することがないように周知徹底します。
III 廃棄物に関する意見	
廃棄物の搬出は昼間に、そして毎日のこまめな掃除をお願いします。	廃棄物の搬出は早朝夜間には行いません。また、清掃は毎日行います。
廃棄物保管場所を北側へ移動してほしい。	廃棄物保管施設は冷蔵設備を備えた密閉されたスペースであり、開閉扉は北側に向け、廃棄物は全て袋に収納し臭い漏れを極力抑えます。また、収集作業を短時間でいうなど、臭いの発生低減に努めてまいります。よって、施設位置は計画位置とします。

IV その他意見	
1 夜間(24時間)営業による騒音・治安への懸念をはじめとする意見	
不審者が夜通しうろつく可能性があるなど治安が悪くなる。	店舗には24時間従業員が常駐しており、不審者が夜通しうろつく場合は、警察に通報することとなります。
夜間のたむろ行為や暴走行為、迷惑行為への対応のため、正規の職員や責任者を夜間にも配置をお願いします。	
店舗南側は住宅地で、24時間営業により、車や若者の蟻集による騒音で近隣住民の生活に支障が出る可能性がある。	夜間においては、一部駐車場を利用規制し、住宅側に来客が進まないよう配慮します。夜間の迷惑行為や暴走行為につきましては、既存店でも行っているように、まずは正規の従業員が対応いたし、状況に応じて警察に通報いたします。当該行為が常態化するようであれば警備員を配置し即時対応できるよう警備を強化いたします。(開店後1か月間は警備員を配置します)
夜間の来客や従業員の話し声について、迷惑な場合は店長に伝えてくださいとのことだが、22時までの営業にすれば夜間店長が勤務する必要もない。また、従業員は店内の持ち場を離れられないため、警備員を配置してほしい。	
夜間の迷惑行為に対する不安について、営業時間が22時までであればかなり減少する。近隣の公園などにおける迷惑行為については地域と協力することのことだが、どのように地域と連携するのか具体策を示してほしい。	近隣公園での迷惑行為が、弊社店舗の利用者であることを確認することは、非常に難しいと判断しますが、迷惑行為を行う来店者に対しては店舗利用制限等を検討させていただきます。また、警察と連携してパトロールを強化していただけるよう働きかけを行います。
24時間営業をやめていただきたい。	騒音については設備機器を住宅から離れた位置で壁で囲います。また、駐車場や荷さばき施設の住宅側には防音フェンスを設置するとともに、夜間には住宅側駐車場について利用制限を行います。夜間の迷惑行為については、常駐している従業員により即応できる体制としています。従業員による対応が困難な場合は、警察に通報することとします。この対応は、ほかの既存店でも同様に対応しており、迷惑行為が常態化している店舗はありません。このように、事業者として可能な限り周辺環境に配慮して、24時間営業を行ってまいりたいと考えます。
24時間営業による車・人の出入の騒音。10時～21時営業にしてください。	
閑静な住宅街であり、夜遅くに外出する人はほほいない。周辺住民でない人が集まる場所を作ってほしくない。	計画地周辺には多くの方が住んでおり、生活様式も多様と考えられ、店舗としても様々な方の需要に対応してまいりたいと考えます。
営業時間は10時～22時に。24時間スーパーの出店で生活環境に大きな影響(否定的)が予想され心配している。住民との合意はどのようになされるのか。	すべての住民の方々に合意を得ることは難しいと考えますが、24時間営業に伴う影響低減につきましては、可能なかぎり対策を講じており、開店後も問題が発生すれば対応してまいります。
説明会の場で、地域住民のみなさんからは交通渋滞ばかりでなく、24時間営業に対する不安、夜の照明、騒音や悪臭、治安の悪化の心配などが出されました。家の真後ろに高い塀がつけられ、今までの住環境が一変してしまうお宅が何軒もあります。設置者がいくら配慮しても今までの生活環境が保障されることはありません。	24時間営業時の夜間においては、防犯や治安については、従業員もしくは夜間警備員の巡回を行い環境の維持を図ります。開業後1か月間については、特に状況把握を行い、騒音や治安の悪化を招かないよう注意してまいります。騒音につきましては、24時間稼働の機器は住宅から離し、さらに壁内に機器を配置することで影響低減に努めます。悪臭につきましては、生ごみは専用庫内に冷蔵保存します。夜間照明につきましては、住宅に面する駐車区画は利用規制するとともに、消灯することとします。

2 その他	
コミュニティバスや、踏切の超えた反対側にある市民病院への救急車は、両方向の車が増えると通過がより困難となる。	救急車につきましては、現地確認したところ、反対車線を緊急走行している状況です。コミュニティバスは1時間に1本の運行であり、前述した平日早朝の状況を踏まえると影響は限定的と考えます。ただし、設置者としても、仮に店舗内で救急事案が発生した場合も想定し、緊急時の誘導について、従業員教育（交通誘導警備など）に努めてまいります。
安かろう悪かろう（他店では野菜のほとんどが外国産）のディスカウントショップそのものは農業地域の稲沢市に存在してほしくない。	商品を安く提供することは、消費者のメリットにもなるものと考えます。また、品質につきましても流通および棚卸の段階でチェックし、安全な商品を提供させていただいております。
同社他店では野菜の多くが安くても外国産であることが気になる。稲沢市は野菜の産地。文教地区であり、また道路が狭く渋滞の多い地域であることへの配慮があるのか。開店するのであれば住民の願いを極力受け入れていただき、開店後も地域住民との話し合いの窓口を設けていただきたい。	地元である幸町の自治会および住民の皆様とは、今後も話し合いの場を設けていくことを確認しています。
24時間営業について、設置者が述べた「地主さんの希望で24時間営業としている」（3/27説明会）が事実であっても責任転嫁、言い逃れの発言は誠実さを欠くもので開店後が心配される。	地主様にも経済活動の自由はあるものと考えますが、店舗運営とそれに伴う責任はラ・ムー（株大黒天）にあり、今後ともその責任を全うするよう努めてまいります。
既に近くにスーパーがあるにもかかわらず、より混む踏切側に同様の施設を建てる考えが地域により添えていない。	店舗が増え消費活動の機会が増えることは、消費者のメリットにもなり、雇用機会も増えるという側面もあります。